

公益財団法人ひょうご環境創造協会共催・協賛・後援等ガイドライン

(総則)

第1条 本ガイドラインは、公益財団法人ひょうご環境創造協会(以下協会という)が、本協会事業に関連ある機関もしくは協会の団体会員より、その機関が主催する講演会・講習会・シンポジウム等のイベントに対し、共催・協賛・後援等(以下共催等という。)の依頼を受けた場合の取扱いについて定めるものである。

(応諾の原則)

第2条 共催等を応諾する場合は、その主催機関・目的・内容等が、原則として次の各項に該当するものでなければならない。

- (1) 主催機関が官公庁ならびに公益法人、特定非営利活動法人またはこれに準ずる団体で、本協会事業に関連のある機関、団体であって協会会員もしくはグリーンエネルギー基金会員であること。
- (2) 目的が営利および政治目的でないこと。
- (3) 内容が協会事業に関連ある環境創造事業に資する会合であり、かつ本協会会員にとって有益なものであること。

(応諾の条件)

第3条 共催等に対する応諾の条件は、原則として次による。

1 共催

(1) 主催機関が次のいずれかに該当するもので、原則としてその内容に対し計画当初より本協会が何らかの形で関与するもの。

①官公庁等の機関

②環境活動を主たる事業の目的とする公益法人、特定非営利活動法人またはこれに準ずる団体であること

③その他、本協会の目的、事業と密接な関係がある機関

(2) 原則として経費・労務等の負担はないものとする。ただし、本協会が計画当初より参画するなかでその必要性、所要額等の検討を行い、必要と認められた場合はこの限りでない。

2 協賛・後援

(1) 本協会が協賛・後援することにより一定の成果をなし得ると認められるもので、その内容が本協会会員等にとり有益と認められるもの。

(2) 原則として経費・労務の負担のないもの。

(3) 行事を運営する事務局が主催機関に直属しない場合は、原則として応諾しない。

(依頼)

第4条 共催等の依頼は、原則として当該イベントの開催前2ヶ月前までに主催機関の代表者より別に定める様式により(公財)ひょうご環境創造協会理事長宛文書で受理する。

(応諾の決定)

第5条 応諾の決定は、協会規程に定める手続きを経て承認する。

(その他)

第6条 共催等を応諾した場合は、イベント等主催機関から必要な資料等の送付を受けることを原則とする。

(付則)

1. 本規程は、平成18年4月1日より施行する。